

国立大学法人静岡大学

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

静岡大学では、仕事と生活のバランスを重視して、働きやすく充実感を感じられる職場環境を整えることによって、教職員が仕事と子育てを両立させることができ、また、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるよう、次のように行動計画を策定する。

I 行動期間：令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

II 内 容：以下の通り

(1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1 子どもが生まれる際の男性教職員の休暇取得を促進する。

<対策>

★令和2年4月から順次実施

① さまざまな媒体を活用して制度の周知を行い、男性教職員の休暇取得を促進する。

目標2 男性を含めた教職員の育児休業の取得を促進する。

<対策>

★令和2年4月から順次実施

① 男性を含め、育児休業を取得できることや配偶者と交互に育児休業の取得が可能であることなど、制度の周知を行い、男性を含めた教職員の育児休業の取得を促進する。

目標3 子育て中の教職員が、育児のためのサービスの利用に要した費用の負担軽減を図る。

<対策>

★令和2年4月から順次実施

① 一時保育や病児・病後児保育を利用した教職員の経済的負担を軽減するための援助策を周知し、制度の利用を促進する。

目標4 出産・育児・介護に係る休暇など諸制度についてわかりやすく教職員へ周知し、制度の利用促進を図る。

<対策>

★令和2年4月から順次実施

① 育児、介護休暇制度等の変更等に併せて、リーフレットのリニューアルなどを通じて制度の周知徹底を行い、教職員の利用を促す。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標5 年次有給休暇の取得を促進する。

<対策>

★令和2年4月から順次実施

① 引き続き、全学的に一斉休暇を設定し、教職員に年次有給休暇取得を促す。

② 管理職が率先して年次有給休暇を取得し、他の教職員が積極的に年次有給休暇を取得できる環境を整備する。

目標6 ワークライフバランスを推進し、職場優先・固定的性別役割分担の意識を是正するため、情報提供と意識啓発を行う。

<対策>

★令和2年4月から順次実施

① 意識改革を促進するため、啓発活動（セミナー等の開催、ニュースレターの発行、ホームページでの情報発信等）を行う。

目標7 新規採用教職員がワークライフバランスを図りつつ自らのキャリアを形成できるように支援する。

<対策>

★令和2年4月から順次実施

① 新規採用される教員のうちメンターの配置を希望する者にメンターを配置し、教育研究と生活の調和の面で新規採用教員に対する支援の充実を図る。

② 新規採用される職員に対し、新任職員研修等において、ワークライフバランスを図りつつ自らのキャリアを形成できるよう情報を提供する。

国立大学法人静岡大学 男女共同参画推進室

TEL:054-238-3052, 3160 Mail: takenoko@adb.shizuoka.ac.jp URL: <http://shizuoka.ac.jp/sankaku/index.html>